

警告メッセージで迷惑電話を抑止

通話録音装置を 無料で貸出します

振り込め詐欺

怪しい投資話

執拗なセールス



『この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。』とメッセージが流れます。



【対象】 市内にお住まいで65歳以上の人のうち、次のいずれかに該当する人

- ① 高齢者のみの世帯の人（一人暮らし含む）
- ② 日中、高齢者のみになる世帯の人
- ③ ①、②のほか、市長が必要と認める人

※応募が貸出台数を超えた場合は、世帯状況などを審査の上、緊急度の高い人を優先します。

なお、黒電話には設置ができません。また、電話回線に別の機器等を取り付けている場合、設置できないことがあります。

【貸出期間】 装置設置日から1年以内（令和8年3月配付予定）

【貸出台数】 22台

【申請方法】 申請書を市民相談センター、北部事務所に提出（郵送可）

【〆切】 令和8年2月5日（木）必着

【利用料】 無料 ※電気代は使用者負担

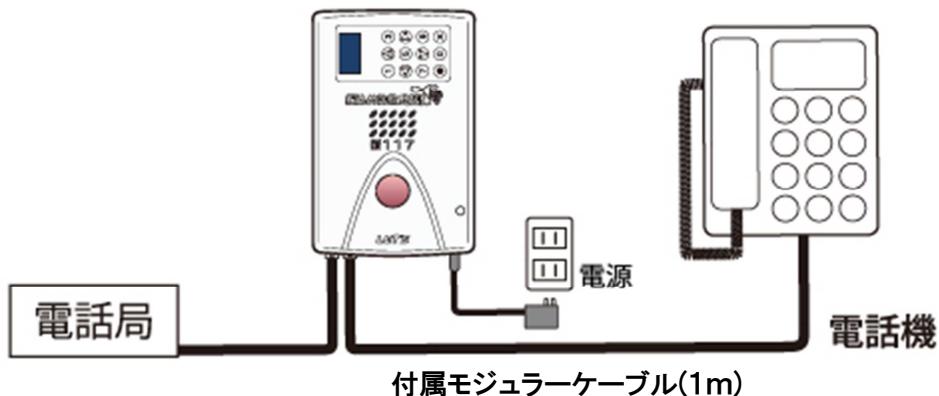
【その他】 設置工事等は必要ありません

【問い合わせ】 魚沼市役所 市民相談センター（本庁舎1階）

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

TEL 025-792-8844 FAX 025-792-5600

接続イメージ



設置工事等は必要ありません。電話回線と利用中の固定電話機に、付属のモジュラーケーブルで接続するだけで利用できます。

申請から設置までの流れ

申請

- ・設置をご希望の方は「通話録音装置利用申請書」に必要事項をご記入いただき、申請受付期間内に市民相談センターまたは北部事務所へ提出してください。(郵送可)
- ・申請書は同所または市ホームページからダウンロードできます。

内容の審査

- ・申請書の受付後、世帯状況などを審査の上、緊急度の高い方を優先します。
- ・申請いただくことで、装置の貸出しを確約するものではありませんのでご注意ください。
- ・審査のために、電話等で必要事項を確認させていただくことがあります。

審査結果

- ・審査結果は郵送でお知らせします。

装置の設置

- ・市民相談センター、北部事務所において装置をお渡しします。
- ・ご自身での設置が困難な場合は、市民相談センターにご連絡ください。
- ・電話機の近くにコンセントがない場合、延長コードが必要になることがあります。

この機器を設置することで、悪質な電話を完全に防げるわけではありません。
不審な電話には、つねに慎重に対応しましょう。